

○松山大学外国語検定Ⅰ・Ⅱに関する内規

2005(平成17)年3月16日

制定

(目的)

第1条 本内規は松山大学学則第4条第3項に規定する言語文化応用科目のうち、「外国語検定Ⅰ・Ⅱ」の履修について定める。

(内容)

第2条 外国語の技能を高め、外国語検定の受検を促進し、一定の成績を修めた者の能力を評価するため、外国語検定Ⅰ・Ⅱについては、別表に定める検定試験において、一定の成績を修めた者に対し、申請に基づき、単位認定を行うものとする。検定試験の受検時期については、特に問わない。入学以前の取得資格についても認定する。ただし、母語を除く。

2 認定単位は、2言語各4単位を上限とし、「外国語検定Ⅰ」、「外国語検定Ⅱ」とも同じ言語で複数の申請を行うことはできない。

3 各言語において「外国語検定Ⅱ」を申請する場合は、あらかじめ「外国語検定Ⅰ」の単位を取得しておく必要はない。すでに「外国語検定Ⅰ」の単位認定を行っている場合には2単位を、初めて申請する場合には同時に「外国語検定Ⅰ」、「外国語検定Ⅱ」の各2単位合計4単位を認める。

(履修の制限)

第3条 「英語」についてのみ、「外国語検定Ⅰ」、「外国語検定Ⅱ」とも人文学部英語英米文学科の学生は対象外とする。

(申請)

第4条 単位認定の申請は、検定試験の発行する成績を証明する書類(原本)を所定の申請書類に添えて、原則として前学期は6月末、後学期は1月末までに、教務課に提出しなければならない。

(単位認定)

第5条 単位認定は、申請のあった学期末に、教務委員会の議を経て、各学部教授会(薬学部においては教授総会)が行う。

(内規の改廃)

第6条 本内規の改廃は、教務委員会が行う。

附 則

本内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(2006(平成18)年11月16日)

本内規は、2006(平成18)年11月16日から施行する。

附 則(2008(平成20)年4月1日)

本内規は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則(2009(平成21)年4月1日)

本内規は、2009(平成21)年4月1日から施行する。

附 則(2010(平成22)年4月1日)

本内規は、2010(平成22)年4月1日から施行する。

附 則(2012(平成24)年2月7日)

本内規は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則(2013(平成25)年11月28日)

本内規は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附 則(2014(平成26)年5月15日)

本内規は、2014(平成26)年5月15日から施行する。

附 則(2016(平成28)年2月19日)

本内規は、2016(平成28)年2月19日から施行する。

別表

「外国語検定 I」	
英語	実用英語技能検定2級／TOEFL(iBT)54点以上／ TOEIC(TOEIC IPを含む)550点以上 ※「英語」については人文学部英語英米文学科の学生は 除く。
ドイツ語	ドイツ語技能検定3級／ヨーロッパ言語共通参照枠の A1・A2に準拠したドイツ語試験に合格したもの
フランス語	実用フランス語技能検定3級／ヨーロッパ言語共通参照

	枠のA1・A2に準拠したフランス語試験に合格したもの
中国語	中国語検定3級／漢語水平考試(旧)3～5級／漢語水平考試(新)筆記試験4級／漢語水平考試(新)口頭試験中級(80点以上)
スペイン語	スペイン語技能検定4級
ハングル	「ハングル」能力検定3級／韓国語能力試験2級／韓国語能力試験 I 2級
日本語	日本語能力試験1級

「外国語検定Ⅱ」	
英語	<p>実用英語技能検定準1級以上／TOEFL(GBT)68点以上／TOEIC(TOEIC IPを含む)620点以上</p> <p>※「英語」については、人文学部英語英米文学科の学生は除く。</p>
ドイツ語	ドイツ語技能検定2級以上／ヨーロッパ言語共通参照枠のB1以上に準拠したドイツ語試験に合格したもの
フランス語	実用フランス語技能検定準2級以上／ヨーロッパ言語共通参照枠のB1以上に準拠したフランス語試験に合格したもの
中国語	中国語検定2級以上／漢語水平考試(旧)6級以上／漢語水平考試(新)筆記5級以上で得点率50%以上／漢語水平考試(新)口頭試験高級得点率50%以上
スペイン語	スペイン語技能検定3級以上
ハングル	「ハングル」能力検定準2級以上／韓国語能力試験3級以上／韓国語能力試験Ⅱ3級以上